

令和7年厚岸町議会第3回定例会 令和7年度各会計補正予算審査特別委員会会議録		
招 集 期 日	令和7年9月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和7年9月10日 午後1時43分
	閉 会	令和7年9月10日 午後3時49分

1. 出席委員並びに欠席委員

議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×	議 席 番 号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8	石 澤 由 紀 子	○
2	室 崎 正 之	○	9	桂 川 実	○
3	佐 藤 淳 一	○	10	堀 守	○
4	金 子 勇	○	11	杉 田 尚 美	○
5	音 喜 多 政 東	○	12	金 橋 康 裕	○
6	中 川 孝 之	○			
7	南 谷 健	○			
以上の結果 出席委員 12名 欠席委員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
亀 井 泰	神 奈 緒 美	

1. 厚岸町議会委員会条例第19条により説明のため出席した者の氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
町 長	三 浦 克 宏	教 育 長	滝 川 敦 善
副 町 長	石 塚 徹	教委管理課長	諸 井 公
総務課長	布 施 英 治	教委指導室長	藏 光 貴 弘
総合政策課長	平 下 哲 也	教委生涯 学 習 課 長	車 塚 洋
危機対策室長	四 戸 岸 毅		
税 務 課 長	本 間 直 人	監 査 委 員	黒 田 庄 司
町 民 課 長	渡 部 貴 志	監査事務局長	川 越 一 寿
保健福祉課長	早 川 知 記	農委事務局長	江 上 圭
環境林務課長	鈴 木 康 史		
水産農政課長	石 崎 辰 也		
観光商工課長	田 崎 清 克		
建 設 課 長	堀 部 誠		
病院事務長	星 川 雅 美		
水道課長	高 瀬 順 一		
会計管理者	久保田 湖 子		

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(7.9.10)

日程	議案番号	件名
		(令和7年度各会計補正予算審査特別委員会)

## 厚岸町議会 令和6年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

令和7年9月10日

午後1時43分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

早速、審査を進めてまいります。

初めに、議案第74号 令和7年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正でございます。

2 ページから4 ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。

8 ページ、9 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

それでは、10ページの歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めます。

15款使用料及び手数料、1項使用料、2目民生使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 16款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金。7番、南谷委員。

- 南谷委員 16款2項1目総務費国庫補助金1,350万6,000円、この補正でお尋ねいたします。

まず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金800万2,000円の関係でお尋ねするのですけれども、提案説明を見ますと、福祉灯油1万円を今回6,000円を上乗せして追加分として5,000世帯に支出することで300万円の計上と、もう1点は500万2,000円はがんばろう厚岸応援券435万円の追加配分で、18歳未満の子どもがいる世帯へ一人当たり500円を10月末までに配付できる435万円をというふうに説明がありました。そういう理解でよろしいのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

- 総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

委員のおっしゃるとおりでございます。

- 委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

- 南谷委員 委員長、歳出にもまたがるものですから、若干広がりますけれども、お許しいただきたいのですが、よろしいでしょうか。

●委員長（佐藤委員） はい。

●南谷委員 今回、国からの交付内容について、まず、この交付金の内容について、福祉費に紐ついてはいないと思うのですけれども、物価高騰対策の国からの趣旨、内容について、交付の内容について説明していただきたいです。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今歳入で上げさせていただいております800万2,000円の部分でございますが、この交付金につきましては国からの交付金でありまして、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援を行うことができるように交付された交付金でございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 それは趣旨は分かるのです。いつ頃町民全体にいうことだと思っております。厚岸町が独自で、対象はどうかということも含めて説明してください。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

この交付金につきましては、令和7年5月29日に内示がありまして、737万円の内示がございました。この内示があった補助金を利用して、今回800万2,000円の事業費を計上させていただきました。その部分ですと63万2,000円が足りないということになります。実はこれは当初予算に載せておりました、がんばろう厚岸応援券の最初の部分、これが昨年の12月に内示があって、今年度交付されておりますけれども、その内示額は4,866万5,000円でございます。そのうち当初予算に上げさせていただいた事業費が4,647万5,000円です。ですから、そのときで219万円の残がございます、その部分を先ほどの足りなかった63万2,000円を充当して、今回の800万2,000円を計上させていただいたということになります。

合計額で申し上げますと、二つの補助金、12月に内示があった4,866万5,000円と本年の5月29日に内示があった737万円、こちらを足しますと5,603万5,000円というのがこの交付金の合計額でございます。そのうち今回上げさせていただいた800万2,000円と当初予算で計上させていただいた4,647万5,000円、これを足しますと5,447万7,000円の事業費になります。

これを差し引きますと、155万8,000円が今の留保財源という形になってございます。この留保財源につきましては、予算でございますので、まだ事業費の確定が出ておりません。多分この後この事業費の確定によって残額が若干出てくるかと思っております。

ですから、この155万8,000円にその残額を足した中で、多分3月補正になろうかと思いますが、そのときにその使い道を、今考えておりますのは、役場や各施設の電力やガス、灯油などのエネルギーの高騰も役場も受けている形になりますから、そちらに充当させていただければと考えております。3月になりますと新たな事業ということが難しいことになると思いますので、そのときに整理させていただければと考えております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 委員長に先ほども断ったのですけれども、ここから二つは歳出のほうに入ってしまうのです。なぜこの町民全体にがんばろう応援券なのだという捉え方を私はしておるのですけれども、今回の配付について、子育て支援と福祉灯油の二つに割り振っています。この辺についての考え方、町民全体にがんばろう応援券を、例えば平等にということであれば、お金が町として福祉灯油が足りないという問題が惹起してありました。でも、この人たちに限定されます。それから子どものいる世帯。高齢者だけの世帯には全くゼロです。この配分の考え方、厚岸町の考え方、なぜこの二つに行ったのか、考え方について説明していただきたいです。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

当初、この事業を考える際、先ほど申し上げました5月の内示があった金額が737万円、それから、最初の当初予算に上げさせていただいた金額の残額が219万円ということで、約950万円の財源があるという状態でした。

この状態のときに、先ほど委員からもありましたとおり、町民皆さんにがんばろう応援券を一律配付するという考え方もありましたけれども、そうなりますと金額的にも少ない金額という部分もありますし、その事業にかかる経費等もございます。そういった部分が1,000万円を満たない金額では難しいであろうというところを考えまして、子どものいる世帯の皆さんと、それから低所得者の方々の福祉灯油という部分に充てさせていただいて事業を行おうというふうに考えたものでございます。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 この割り振りについて、総産か厚文かどこかに議会には説明がありましたか。全く私はその記憶がないのです。いかがでしたか。

●委員長（佐藤委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（平下課長） お答えいたします。

今、委員のおっしゃるとおり、この議会の中では初めての説明という形になります。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 町民の皆さんは、町の判断だから、それはそれでいいと思うのですが、やはり等しく町民は求めていると思うのです。議会には全く知らせていないが、今回ぼんと出てきた。私は少なくとも総産か何かで説明があったのかな、たまたま私の記憶が飛んでしまっているのかなとか思ったのです。この辺についてはどこかで、議会と両輪のごとくというのだけれども、全くなくていきなりぼん、これはいかがかと思えます。今後は十分配慮していただきたいです。

次に参ります。その下の子ども・子育て支援事業費補助金情報化推進費425万円、この説明なのですけれども、はっきりいって提案理由の説明を見ても私はなかなか理解できないのです。提案理由の説明を何回も読み返しました。この内容について改めて伺います。どういうことなのか、私のレベルできちんと分かるように説明してください。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） ご説明申し上げます。

ただいまご質問のありました子ども・子育て支援事業費補助金でございますが、この補助金につきましては、ちょっと歳出のほうにも飛ぶのですが、このたび子ども・子育て支援金制度というものが令和8年4月1日から施行されるということに伴いまして、この制度の中身についてちょっと触れさせていただきますが、この制度は、妊婦のための支援給付であったり、こども誰でも通園制度の実施、児童手当の拡充、出生後の休業支援給付、育児時短就業給付、国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除等に要する費用に充てるための、子ども・子育て支援金制度という制度になります。

今回の予算からも、この支援金制度に対しまして、その財源を確保するために、医療保険者が令和8年度から現在の医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を被保険者から徴収するということになりました。その徴収するための保険料の算出を行うための、現在利用している総合行政システムのシステム改修を行うための今回の費用の計上となっております。今回費用計上しているのは後期高齢者医療の部分、これのシステム改修、これが425万1,000円を見込んでおりまして、そのうちの補助率10分の10、これらが国から補助金として入ってくるといったような内容の補助金になります。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 丁寧に説明しているけれども、全く分かりません。皆さんは分かりませんか。自分たちは頭の中で仕組みが分かっているからあれかもしれないけれども、今の説明で理解できる人がいたら相当頭のいい人です。申し訳ないけれども全く分かりません。こういうことは議員協議会か何かでちゃんと説明すべきです。何回も読み返しました。でも理解ができませんでした。職員の皆さんはどうですか。皆さんは議案書をもらって

るはずなのです。提案しているからには皆さんもしっかり勉強していると思います。皆さんは分かりますか。やはりもう少し議会に対してもしっかり当たっていただきたいです。

今の説明では、私なりに理解したのですが、今回のこの上程されたもの、425万1,000円は、子ども・子育て支援事業補助金情報化推進費であり、システム改修のために使われるお金だということです。何でだとなったら、子ども・子育てなのだけれども、説明を見たら介護保険云々となっているのです。どうやって連動するのだろうと思います。私なりに理解したのですけれども、子ども・子育て支援事業を行うのに、その財源を求めために介護保険料が上がります。国保会計も上がります。その分の町民の皆さんから保険料を徴収するときのシステム改修する、この財源は、こちらの子ども・子育て支援金制度というのですか、その資金名にそれを充当していると、こういう理解をしたのです。だから、介護保険の保険料徴収のシステムを変更する財源は、保険料が上がるわけですから、財源が出てきます。どちらも国保も介護保険料も高くなるわけですから。その分の財源をあてにして子育て支援に充当するから、国からの100%のお金をもらって、国保会計と介護保険会計に充当するという、これは子ども・子育て支援金制度という資金の名前だというふうに理解したのです。だから、早くいえば流用みたいなものです。そういう理解でよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 制度の内容に関する部分なので、私から説明させていただきます。

今回、国はこども家庭庁を設置しつつ、子どもに関する事業の充実を図ってきております。その中では、早い時点で行ったのは、昨年度10月から行っております児童手当の拡充です。これは児童手当を第3子以降、高校生まで、さらには第3子という数え方が22歳までのカウント、1子、2子というような、そういうことで一旦、当事は厚生文教常任委員会に制度が変わりますということで説明させていただいた経過がございます。

そのときに、一緒に簡単に説明させていただいたので、なかなか印象になかったかもしれませんが、この財源については、令和7年度につきましては国の補助事業で充当して行います。これが、先ほどちょっと説明があったように、一つは児童手当、それから妊婦のための支援給付金、これは妊娠時5万円、出産時5万円の給付の部分になります。さらには、妊婦のための包括相談支援、それから児童扶養手当の第3子以降の加算というような、八つほどの項目の事業充実を行います。

国は、当初からこれに対する子ども・子育て支援制度を創設し、国民一人当たり1,000円程度の負担になるのではないかと当時の話をしております。

これが本格的には令和8年度から各医療保険において上乘せして徴収するという仕組みになりますという説明をしております。

今回の部分では、令和8年4月から、これは国の資料の概算ですけれども、令和8年でいきますと、国民健康保険では1世帯当たり250円程度、それから後期高齢者医療制度のほうでは200円程度、さらに、共済ですとか協会けんぽですとか社会保険みたいな

部分でいきますと300円程度で、令和9年になりますとさらに50円ぐらい上がってくる、段階的に上がってくるというようなことで、この子育て支援に関する財源を子ども・子育て支援金ということで徴収します。

令和8年度から運用するに当たっては、これに先立ちまして運用する各市町村が保険料の計算と徴収、収納を行うようなシステムについて、その前に改修を行う必要があるということです。これについては、先ほど言っていましたこども家庭庁から成る子ども関係の補助金で手当をするということで、実際には国保のシステム、それから後期高齢者のシステムの改修をする事業なのですが、これに充当する補助金については子ども関係の補助金を充てるというような内容になるというものでございます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

1目、他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2目民生費国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 17款道支出金、2項道補助金、4目農林水産業費道補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 19款1項寄附金、3目民生費寄附金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目衛生費寄附金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 21款1項1目繰越金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 22款諸収入、6項3目雑入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 23款1項町債、4目農林水産業債。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、14ページ、歳出に入ります。

1款1項1目議会費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費。

10番、堀委員。

●堀委員 庁舎町民広場でお聞きします。

説明の中では除雪用タイヤショベル4か月間の借上料というものがあります。恐らく冬期間の駐車場なども含めた庁舎回りの除雪などをするためのタイヤショベルだと思うのですが、現在庁舎にいる職員の中でこのタイヤショベルを作業として運転できる職員というのは、資格的に持っている、公道も含めた中で例えば除雪作業ができるような職員というのは何名いるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えいたします。

庁舎としては今は2名です。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 それは職員として、会計年度任用職員も含めた中ではかなと思うのですが、会計年度任用職員を除いた中ではどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

庁舎に関する除雪をする職員としては、そのほか正職員では持っている者はありません。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 昨年、一昨年とかも雪が降ったときは、大体運転している人というのは同じ人

なのです。ただ、やはりそれでは駄目だというふうに思うのです。やり慣れなければやはり事故や何かというものも起こるわけですから、もっと広く職員の中にも運転技術を蓄えた職員というのをどんどん養成していく必要があるのではないのかなというふうに思うのですけれども、その辺の人材育成といいますか、技術の承継といいますか、そういうものはどのようにお考えなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） お答えいたします。

技術の承継は必要なことだとは思いますが、今は、庁舎の除雪をする者ではありませんが建設課にもそういう資格を持っている人は何名かおられます。そういうのが必要だと思いますので、そこは考えていかなければならないのかなとは思っております。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 例えば現在2名のその会計年度任用職員以外の人でも、もっと技術というものを習熟していった中では、いつでもその機械が置いてあったときに遊ぶことなく常にやはりどなたでもそういう除雪作業などができるようになってほしいなというふうに思うので、ぜひそういう取組を今後しっかりと行っていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（布施課長） そこら辺はやはり必要だと思いますので、休みの日とか、海事記念館にいる会計年度職員も資格を持っている人がいて、そこに慣れるためにといいますか、練習がてら、休みなので、庁舎の駐車場を含めてやらせてほしいということもありますので、そういうのもあるので、そういう継承はしていきたいと思えます。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他に1目はありませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

4目情報化推進費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 12目車両管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項1目戸籍住民登録費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。  
10番、堀委員。

- 堀委員 国勢調査が10月1日から始まるということで、いろいろポスターとかも貼られているのですけれども、提案理由説明の中では調査員の人数というものは58人から50人に8名減になりました、ただ、調査員の報酬が増額となったということであります。今までの幾らの報酬だったのが幾らに増額になってというもののなかでしょうか。

また、同じくその中には住宅地図システム使用料というものを新たに入れております。代わりに調査区要図作成等業務委託料というものを減額しているのですけれども、この住宅地図システムというものについては、今回のこの5年に1回の国勢調査だけに使われるものなのか、それとも一度このシステムを導入したら、他の例えば統計調査や何かや他の町の業務にも使えるようなものなのか、これについてはどうなんでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 総務課長。

- 総務課長（布施課長） お答えさせていただきます。

当初予算の段階では、まだ一人当たりの単価が示されていなかったものですから、前回のものを使用して行ったのですけれども、これは担当の区の数によっても違うのですが、1区画として例としていいますと、前は3万8,020円だったものが4万8,190円になりまして、その58名から50名になったというのも、一人で2区域をやっていたというということで、人数は減っております。ただ、単純にこれは2区画やったらそれが倍になるとかということではないので、計算上は素直に掛けているものではございません。

それとシステムですが、この地図というものが元々全部本人が行って調査して書くというものと、あとはこちらから前回のを基に示してそこに書き込んでくるというところが結構苦勞するところなものですから、今回はこの予算科目につきましては組替え対応のような形になってはいますが、システムを導入して、それは住宅地図を基としたシステムになります。そのシステムは7月1日から12月の末まで、それはこの国勢調査に限ったシステムの賃借料となります。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。  
他に1目はございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費。

10 番、堀委員。

- 堀委員 ここではエレベーターの停電時自動着床装置バッテリー交換というものが上げられております。恐らくエレベーター点検をしたときにバッテリーが駄目だというようなことだと思えるのですけれども、通常、エレベーターの保守管理というものを委託している中で、これらのバッテリー関係の消耗品関係の交換というものは入っていないものなのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

通常、保守点検契約を行いまして定期点検を行っております。その中で出てくる通常の保守点検の範囲でいう消耗品等の部品交換程度のものはありますが、このエレベーターの部分につきましては数年に 1 回の結構高額なものでもあるので、この保守点検の中には入っていないというふうに認識しております。

- 委員長（佐藤委員） よろしいですか。

2 目心身障害者福祉費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 目老人福祉費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 8 目社会福祉施設費。

7 番、南谷委員。

- 南谷委員 3 款 1 項 8 目社会福祉施設費、405 万 4,000 円の計上で、23 ページにわたっております、ここでお尋ねいたします。

議案のほうでも聞いたのですけれども、この中に防災交流センター指定管理委託料 350 万 3,000 円、これはいつからいつまで何か月の分が計上されていますか。

- 委員長（佐藤委員） 町民課長。

- 町民課長（渡部課長） お答えいたします。

防災交流センターの指定管理費ですが、令和7年11月から令和8年3月までの期間の見積りでこのたび計上させていただいております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 それと、これを見たら落成式の費用が計上されております。落成式を実施されるというふうに判断したのですが、いつ頃どのような形で実施されるのか、この内容について説明してください。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） お答えいたします。

このたびの予算計上に関しまして、需用費の中で消耗品費、印刷製本費、使用料、賃借料の部分が、落成式または開所式、名称はまだ決まっていませんけれども、それらに要する費用として計上させていただいております。現在のところ、10月末で工事が完了するというので、11月14日には引渡しができるといった中で、その後速やかに開所式を行いたいというふうに考えております。

詳細の中身につきましては、まだ構想段階ではありますが、来賓の方をお呼びして、携わった業者も参加していただきながら、これまで保育所等でも行ったような感謝状の贈呈でありますとか、来賓の方の挨拶を頂きながら、テープカットのような形でできればなというふうに今考えて予算計上させていただいているところです。

それから、先ほど言いました印刷製本費なんかについては、パンフレットを作成しまして来場者にお配りするということを現在考えております。

●委員長（佐藤委員） 7番、南谷委員。

●南谷委員 そうするとパーティーとか食事とか祝賀会とかというのはないのですか。あくまでもテープカットで終わりです、こういう規模ですという認識でよろしいのですか。町民を多く呼んで祝賀会を盛大にやるとか、そういうことではないのですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（渡部課長） 祝賀会のようなものができれば一番皆さん大変お喜びになると思いますが、今回につきましてはそのような企画は考えておりませんが、開所式の後に全町民の方を対象に内覧会というような形で施設を見ていただくといったようなことも現在考えております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

10目諸費。

8番、石澤委員。

●石澤委員 福祉灯油のことで、今回追加分ということで、1万6,000円になるというふうに思ったのですけれども、今は本当に物価が大変で、いろいろなものが上がっていますので、これはいいなと思いながら見てたのですが、この対象を500世帯と見込んでいるということで、福祉灯油の対象者はいつも500世帯ぐらいなののでしょうか。その辺はどうですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

少し多めに計算しておりますが、通常例年行います福祉灯油は、毎年1万円の、近年はお金での給付という形にしておりますが、大体480人とかいうような数字になります。今回この事業につきましてはおよそその世帯全部に対して1件6,000円を上乗せするというふうな事業というふうを考えております。

●委員長（佐藤委員） 8番、石澤委員。

●石澤委員 それで、これは物価高困窮世帯ということでの支援だと思うのですが、今までの対象の方にとってはとても助かると思うのですが、それから外れてしまった方というのもあると思うのです。もう少しその給付の範囲を広げることはできないのでしょうか、それは無理なのかな、できればもうちょっとだけ広げてやれば大分違ってくるのかなという気がするのですが。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

最近の物価高騰と臨時給付金などにつきましては、多く非課税の方が対象になることが多く、それから、非課税に対する給付金については、状況によっては均等割のみまで少し拡大しているというようなやり方をして国の給付金制度を行っています。

この制度につきましては、やはり低所得者に対する部分というところでは、同じような対象の方に実施するというふうを考えておりますが、通常は低所得な方というところでの線引きをするに当たっては、非課税という部分がやはりラインというふうを考えておまして、少しというその少しの幅というのがなかなか線引きができないというような実態となっております。

では、そこは何もなくていいのかということではありませんが、ただ、少なくともそれ以下の方に対しては、この制度をきちんと実施しています。それ以上の支援等につい

ては、福祉灯油に限らず、ほかの部分でもやはりいろいろなものを絡めてやっていかなければいけないのかなというふうには思っていますが、この福祉灯油につきましては道の財源も活用していることもありまして、今は一定線で実施させていただいているという状況でございます。

- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 4 目児童福祉施設費。

10番、堀委員。

- 堀委員 説明の中で、しんりゅう保育所の施設定期点検時に判明した防火シャッター制御盤用予備電池の取替えというものがあります。防災用設備点検業務というものを委託して、恐らくその点検をしたときにでも判明したのだと思うのですけれども、いつの時点で判明したのか、また、判明した時点で既に取替え修繕というものが行われているかとも思うのですけれども、いつの時点でその取替え修繕というものが行われたのか教えてください。

- 委員長（佐藤委員） 委員会を休憩します。

午後 2 時25分休憩

午後 2 時27分再開

- 委員長（佐藤委員） 委員会を再開します。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（早川課長） 貴重な時間を大変申し訳ありませんでした。

これについてはお話のとおり消防設備の点検の中で発覚したというところで、これは5月の結果をもって6月の頭に見積りを取っていた状況であります。修繕はまだ実施しておりません。予算計上後、実施するというので、今回補正を上げさせていただいたという状況となっております。

なお、この部分につきましては、防火シャッターの修繕につきましては8万1,400円ほどで、当初予算が4万円ほど修繕費を持っているので、必要な分の補正という内容となっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 まだ取替え修繕を行っていないということなのですから、万が一というのが当然あると思うのです。この場合だと防火シャッターの制御盤予備電池ですから、万が一地震とかで電力が途切れてしまったときに火災が発生したときの場合でも防火シャッターが閉じるという、そのための予備電池だというふうに思うのです。

現在まだ修繕していない段階で、その万が一が起きたときはどうするのだという話になるのです。点検の結果ですぐ分かったときに、こういう防災設備は以前も学校でもあったと思うのですけれども、防災設備に関してはやはり分かった時点で、できるだけ早く手を打っていただかなければ、やはり安心して子どもたちを預けるというふうにはならないと思うのです。

予算のあるなしというのは確かにあると思うのですけれども、そのために予備費とかもあるわけですし、また、他の科目からの流用というものも手法としてはあるわけなのですから、やはり予算が確定されてからでやって、万が一があったときのことをしっかりと考えていただきたいと思います。子どもたちを預かる以上はやはりそこら辺はちゃんといただかなければならないというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

おっしゃるとおり、火災等、万が一のときに備えて、いつでも対応できるための設備というところで、故障があつて分かった時点で緊急執行というような形で流用執行することは可能ですので、随時対応していきたいというふうに思います。

今回につきましてはそこまでは考えが至らず、補正予算の計上を行うというふうに考えていたという状況です。改めて都度状況を見て、特に必要と考えるものについては早期に行うように心がけていきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

進みます。

5目児童館運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4款衛生費、1項保険衛生費、2目健康推進費。

2番、室崎委員。

●室崎委員 ここで熱中症対策についてお聞きします。

昨年、その前ぐらいから急に全国的に暑くなりました。厚岸まで30度Cを超える日が毎日続くような、今まで考えられないような事態になっているのです。そういう中でテ

レビや新聞で見ますと、熱中症の恐ろしさというのは随分報道されるようになりました。しかし、これは私が懺悔することになるのですが、やはり人ごとだと思っていたわけです。この涼しい厚岸で、それがテレビなんかでいうようなことが起きるなどということは思いもよらなかったのです。全国的に見ても昨年は労働災害としての熱中症事故というのが全国で1,000件を超えているのです。もうそういう時代に入ったのだと思います。

そういう中で、実はせんだって厚岸で仕事の最中に具合が悪くなって熱中症で命を落とす、それも屈強な青年がそういう事故に遭われたということで、何ともつらい話であるというふうに思います。そういうわけで、そのような悲しい出来事が二度と起こらないようにするためには、町としても熱中症に関する万全の体制をつくっていく必要があるのではないかと、そのように思いまして質問させていただきますので、よろしく願います。

まず入り口なのですが、労働安全衛生規則というのが今年の6月1日に改正されて施行されました。それを見ますと、労働者を使用している事業者は、熱中症による労働災害が起こらないようにするために、厚生労働省で出しているいろいろな基準に基づいてその予防措置、それから万が一熱中症になった場合に、それに速やかに対処する体制、それをつくらなければならない法的義務があるというふうに労働安全衛生法が改正されました。これについては厚岸町は十分につかんで、それなりの処置をしていると思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

熱中症に関わる部分では、一昨年から30度Cを超える日や25度C以上の日が多くなっているというようなことで、特に道東地区についてはそれに対して寒冷な気候の中ではまだまだというような気持ちもあった部分も担当者としても思っているところです。

ですが、ここ近年のところでは、例えば施設にクーラーが必要ですか、熱中症対策については警戒アラート、それから特別警戒アラートというような仕組みもできて、国も対応してきています。今回の労働安全上の事業者には課せられた義務の部分に絡んで、厚岸町につきましては昨年度から熱中症に関する庁内の連絡共有協議会を持って、保健福祉課が各課それから副町長をはじめとする関係部署の情報の共有と連絡体制を取っているというような形をつくっております。その中で、今お話しいただいた事業者に対する労働者に対する必要な措置についての義務化が令和7年中6月からされるということがありましたので、これを5月の商工会の総代会に周知させてもらって、パンフレットとその内容についてお知らせしたところでございます。また、パンフレットと、それからあくまで個人に対する熱中症対策についてのパンフレット等も配付しているというところで、その部分についてはその対応をしています。

さらには、厚岸町役場は事業所として総務課で各部署に対して2時間以上の労働環境、それから継続した4時間以上の労働条件があった場合には、その予防と対策、それから連絡体制等の仕組みのフロー図を作成したというところとなっております。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 形式的にいろいろなことをしても、具体的な効果がなければあまり意味がないわけですね。それで、端的にお聞きしますが、この厚岸町でいろいろな産業があります、いろいろな事業があつて職場があります、その中で熱中症というものに対する危険が非常に強いと思われるのはどういう職場だというふうに拾っていますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） 各事業所の各現場について全部を知っている状況ではありませんが、一般的にいう厚岸町は漁業、農業の第一次産業を中心とした産業形態であります。漁業者におきましては、厚岸町では昆布漁などでは夏季の夏昆布等の作業においては炎天下の中で作業する条件があります。それから農業におきましても、天気のいい日にやはり農作業等の作業が進められるということで、そういった条件が特に考えられる部分で、さらには建設業、土建業においても、やはり炎天下における作業が想定されます。また、役場の業務におきましても、林務ですとか道路パトロールですとか、いろいろな場面で屋外での作業があり得るというふうな認識をしております。

また、ほかにおいても、例えば通常屋内において仕事される環境にあつても一時的に外に出る業務内容があるですとか、そういった場面も当然あるのかなというふうにも思いますが、現在この地域ではまだエアコンの普及率が高くないというところでは、屋内において作業される場合においても熱中症の危険のある場面が数多くあるなという認識はしておるところです。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 よく分かっていらっしゃると思います。

それで、先ほど申し上げました労働安全衛生法の改正によって法的義務が出て、これはその義務を果たしていなければ罰則つきなのです。ただ、よく読みますと、人を一人でも雇って、この雇うというのはアルバイトも含みますが、使つて事業をしていると、ここでいう事業者にあたるのです。例外規定が全くとはいいませんけれどもほとんどないのです。ですから、仕事のとくに誰か一人頼んで、そのときだけお願いしてやるような、あとは自分で仕事をしているような人でも、その使つたときには、ここでいう義務を課せられた事業者にあたるのです。

そうなりますと、私なんかはぱっと見えるのは、例えば昆布干場で昆布を干しているときに、いわゆるおかまわりという人をお願いします。このとき、この安全衛生規則という事業者になってしまうわけです。法律はそういうふうになっています。けれども、私はネット上で見たのですが、ここはこういうふうになさいというものを厚生労働省だとかそういういろいろなところが出しています。でも、そのような知識を全くの個人企業のようなところで持つことはほぼ不可能だと思います。ましてやその具合が悪

くなった人を早期に発見するために、それから、万が一具合が悪くなったときにはすぐ医療機関に結ばれる体制をつくるなんて、個々でやれといってもこれは無理です。そうするとやはりこれは、漁業に関していうなら厚岸町と産業団体である漁協とが連携して、一人ひとりの漁業者にきちんとした知識と意識を持ってもらうためのいろいろな方策を打たなければならないでしょう。

パンフレットを1枚渡して、1枚が2枚でもいいのだけれども、それで読んでおいてくださいといっても無理です。そういうことをきめ細かくやっていかなかったら、みんな仕事のときは頑張りますから、これは非常に恐ろしい状況が出てきているということです。これは何も漁業だけに限りません。農業だって同じような危険性があるでしょう。

それから、今テレビなんかでは非常にやっていますが、建築現場、建設現場です。そういうところではアイスクリームを時間的に配ったりして、そこだけ面白おかしくマスクミは捉えるのだけれども、実はそうでなくて、その背景にはこういうものがあつたのだなということを改めて思い知らされました。

そういうことをいろいろな団体、例えば建設現場の関係だったら建設協会というのですか、そういう事業者の皆さんとやはりきちんと協議して、それで勉強会をやるなり、その協議をやる場を持つのか、それはいろいろなやり方があるでしょうけれども、そして徹底していかないと、我々は熱中症なんていうものの状況というのは、はっきりいって全国で一番関心が薄いと思うのです。それだけに、今までがどうのこうのではなくて、さあ今からどうするかということを真剣に考えてほしいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（早川課長） お答えさせていただきます。

お話のとおり、私たちもやはりこの地域においては暑い日といっても数日程度ですとか、そういった安易な部分、それから対策に対して、体も逆にいうと耐性がないような状況で逆な部分もあるのかなというふうにも思っています。ただ、もうちょっとこれを今年に入ってから資料等を入手して、労働安全衛生法の規制に係る部分では、通常は何人以上の事業所とかという条件が本来ついて、それぞれの厳しい基準等があるのですが、これに限ってはそういったものがなく、事業所形態等が明確にしていないうちで、事業者と労働状況・環境の条件だけを付しているというところでは、その部分でも当初から例えば昆布を行う個人営業みたいな、数人のところであっても、条件を整えばこれに当てはまる可能性があるのかなという危惧はしていたところです。

ただ、そこに行く届くまでの周知を実際に行ったかという部分では、実際には一般的な熱中症予防対策を町民に対して行っているという部分がございますが、この部分についてはそれを一緒に行っているわけではなく、別々に周知していた部分もありますし、という部分ではなかなか行き届かなかったかなというふうに思います。

町として、保健福祉課に限らず、いろいろな部署を経由して、また、産業業界等の活用、協力を頂きながら、そういった周知等にさらに努めていこうかなというふうに思い

ますし、今この時期になってこれから行うというのもなかなかというところでは、来年度に向けて周知をさらにきめ細かく進めていけばいいかなというところもありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 あまり時間を取らないようにやりますので、ちょっと広がりますけれども勘弁してください。

それで、熱中症にかかってしまって、それも軽いのならいいのですけれども、中程度以上になりますと心停止のおそれがあります。そういうときに救命用具として非常に有効なものにAEDという機械があります。これは何も熱中症だけではないのですけれども。これが、この前担当者にお伺いしたら、町内に30か所設置してあるというふうな答えを頂きました。

ただ、今昆布干場の熱中症を例に挙げて考えますと、それぞれの看板のある集落があります、そのどこにあっても割と至近距離にAEDが設置されるという状況にはなっていないように見えるのです。

この辺り、AEDの配置と、そういう昆布の作業、これは農業でもそういうことになるでしょうけれども、そういうことを考えた配置というものはされているのでしょうか。そういう検討をした上でこの30か所が決まっているのでしょうか。

それから、この30か所というのを頂いた中には、神社やお寺もあるのですけれども、そういうところを含めて、これは全部厚岸町で設置したものなのか、それとも一部民間で設置しているものなのか、その辺りもちょっと説明してください。

●委員長（佐藤委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） AEDの町における設置につきましては、救急車が到達するまでの所要時間、これらを基準として、10分になると心停止から蘇生の可能性が極めて低くなるという状況を踏まえまして、年次的に遠いところから順次そういった多数の者が比較的多く利用する施設ということで、公共施設等に設置しているところです。

この30という施設数ですが、これはあくまで町がそういった消防・救急車が到達する所要時間を考慮して設置した施設数となっております。お寺につきましても、あそこは避難所になるということで確か町が設置させていただいているということになっております。

民間の施設における設置状況につきましては、私どもでは把握はしていないという実態になっております。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 ざっと設置している場所を見せていただいたのですが、今のお話で救急車が行くには時間のかかるところから先というふうに聞いているのですが、ざっと見て私

の見落としなのかな、床潭はあるけれども未広はないのです。それから片無去があって、若松があるけれどもトライベツがないのです。遠いところのほうがないのではないかな。その辺りは検討なさって、必要と考えれば設置を急いでいただきたいです。

もう一つは、もう何年も前ですが、AEDを小学校、中学校に設置したときに、誰がそれを使うのかという話をしまして、それで確か小学校や中学校は、小学校の高学年、中学校は全員、訓練して使えるようにしてある、だから、誰でもその場に遭遇したらAEDを利用して救命できるという体制をつくりましたという話を聞いたのですが、それを確認します。それでお願いします。

●委員長（佐藤委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 設置場所につきましては、委員のおっしゃいますとおりトライベツですとか未広ですとかというところには設置していない状況となっております。この設置につきましては、設置当初、その設置場所の保管状況というのもありまして、バッテリーの機能の低下という課題があって氷点下を下回る状況には置いておけないといったことで、集会所は常時使っている状況にないものですから、基本的には集会所ですとかそういった集会施設には置いていないという状況になっております。

ただ、片無去小・中学校ですとか片無去集会所と若松集会所につきましては、当時小・中学校に配置して、それが休校あるいは廃校になったときに撤去するというお話があったのですが、地域からの要望でぜひ置いてほしいということがあって、そういったことで検討した経過があるようです。

そういったこともありますので、今後そういったことも踏まえながら、こういった部分に置いたらいいのかというものも再検討させていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（諸井課長） 学校における状況でございます。救命講習ということで町内の学校については心肺蘇生、もちろんAEDもですけれども、そういった講習を実施しております。

●委員長（佐藤委員） 2番、室崎委員。

●室崎委員 AEDで命が助かったという事例が幾つもあります。本当に寸刻を争うような状態のときに、これがあるおかげで命が助かるという場面を幾つも聞いています。それだけに、置いておくだけでは駄目なのです。いざというときにそこにいる人がすぐそれを使える状態でなければ駄目なのです。ということは、置く場所が一つ、それから人です。初めて使うときに、あれは説明文が書いてあって、音声ガイドも流れるのかな、そのとおりにやればいいというのですけれども、やはり強烈な電流が流れるというようなイメージもありますし、スイッチを押す前には危険ですから離れてくださいというようなアナウンスも流れますと、全くやったことのない人はおっかなくてできないで

す。だから、いくら安全装置があるといっても、経験していないとやはりできないです。だから、そういう訓練というのは非常に大事なのです。

それで今、このAEDの学校が廃校あるいは休校になって、撤去するといったら、地元のほうで、いや、置いてくれという話があったというのは、非常に大事なことだと思います。各地域の皆さんと話し合っ、どうするかというのを協議してもらって、地域でそれを使えるようにしていくということが非常に大事だと思います。何かそこら辺に置いてあるらしいよでは、いざというときに役に立ちませんから、これはよろしく願いしたい。

もう一つは、民間で置いているところもあるかもしれないのです。そういうところには支援するといいますか。例えば定期的にパッドとか電池とかを取り替えなければならないでしょう、そうすると、そのときに維持費がかかるのです。だから、そういうものについては町もお手伝いしましょうというぐらいのことはあってもいいのではないかと思います。

なので、そういうことを含めて、AEDというのが町全体に行き渡って、いざというときにはすぐ持ってこれるという、安心・安全の一環としてのAEDの利用というのを考えていただきたいです。それはまた、今の熱中症というような非常に危険な労働災害を見ても、これは有効だと思いますので、よろしく願いしたいです。いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） これまで町が設置してきたところは、先ほども答弁させていただきまして、多数の者が利用する施設ということで設置させていただいております。AEDの設置のガイドラインというものも出されておまして、そこではそういった施設を中心に設置することを推奨しておまして、地域をカバーするというような考え方はこのガイドラインでは示されておりませんが、確かに地域にとってもあることで安心できるという部分がございます。ただ、先ほども申し上げましたように、やはりその管理の状況、使いたいと思っているときに鍵が閉まって使えないということがあっても困りますので、そういった地域とも協議等しながら設置の検討を進めていきたいなとは思っているところもあるのですが、ガイドラインでもAEDを取りに行くのに片道1分以内の場所に置いておくことが望ましいというようなどころもありまして、あまり広範囲にカバーできるものではないということをご承知おきいただければと思います。そういったことも踏まえながら、設置の検討ということは進めていきたいと思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいでしょうか。

休憩のため、再開は3時30分からといたします。

午後3時00分休憩

午後3時30分再開

●委員長（佐藤委員） 委員会を再開いたします。

4 款衛生費の 2 目の健康推進費、他にございませんか。

6 番、中川委員。

●中川委員 ここで質問させていただきます。

先ほど 2 番委員から力強い質問をしていただきまして、課長、室長からの答弁もありまして、安心はしているわけでありますけれども、実際に課長が今答弁していただいた昆布の関係、今私が一番その昆布でやっている最中でございますので、最中といいますか、もう終わったのですけれども、数少ない昆布取りの一人で、その実情を申し上げて、町に要望したいなと思って今質問に立たせていただきました。

それで、先ほど 2 番委員が言われた熱中症対策で A E D というのが非常に大切だなと思います。しかも、町長も福祉課長もご案内だと思うのですけれども、いけばこの昆布の生産の状態、それから昆布を取る人間も数がどんどん減ってきてまして、昆布を干す方はもう 80 代です。もう気をつけなければならない時代なのです。そして今年みたく温度がどんどん上がってきました。私を例にすると、取る方は 84 歳、干すのも 84、82、80 歳という、町長、もうそういう状態なのです。

それで、先ほど話を聞いていましたら、昆布の干場のところに一つぐらい A E D を置いて、緊急のときに使おうということなのですけれども、町長、干場を見たら分かるのですけれども、うちは皆さん分かるように厚岸の昆布倉庫のすぐ前が干場なのです。もう昆布取りが誰もいないのです。84 の私だけなのです。若竹通りに信号機が 1 台あります、東部というのですけれども、4 丁目側にあります。あれからまっすぐに下がり、組合、今……。

●委員長（佐藤委員） 中川委員、申し訳ないのだけれども、前段の前置きは多少分かるのだけれども、なるべく本道に入ってもらわないと、限られた時間ですから、お願いします。

●中川委員 今はその内容を皆さんに分かってほしいなと思って話したのだけれども、短くいきます。そういう状態ですので、A E D がとても大事だと思うのです。

ニュースで見たのですけれども、東京方面で業者がものすごく A E D を抱えていて、貸す業者があるみたいなので、そういうのを紹介してほしいなと思っています。はっきりいって昆布は大体 7 月の中頃から 10 月の 3 か月ぐらいですので、だから、少々高く貸してもらっても、やはり備えないと、例えば私なら私のところに備えておかないと、辺りが昆布を取っている人がいけませんので、だから私もこれは設置しなければ駄目だなと思ひまして、できれば町のほうでそういう業者を探していただいて紹介していただければありがたいなと思っているのですけれども、いかがでしょう。短くいきます、ごめんなさい。

●委員長（佐藤委員） 町長。

●町長（三浦町長） 中川委員が私に訴えられたというような感じで受けましたので、私からお答えさせていただければと思います。

先ほど2番委員からもいろいろとAEDを含めて熱中症対策の議論をさせていただきました。そして、まずはやはりAEDはなったときのものでありますので、その前の防止策、これが一番やはり大事だと思っています。

先ほども話に出ていましたように、例えば漁業協同組合と厚岸町が協力しながらやるとか、いろいろな関係機関とこの熱中症対策に対する働きかけ、これはやはり一番大事なことだと思っています。それはあくまでも個人の予防です。水分を取る、または涼むとか、そういうことからのスタートかなとは思っております。

ただ、先ほどAEDの話もありましたので、全てが設置するというのは難しいところもありますけれども、貸与する業者が今あるということで、申し訳ございません、私たちもその業者があるということは認識はしておりませんでしたので、そういうようなところがあるか探しながら、このAEDに対してはどういった配置の仕方がよろしいかということも勉強させていただきながら検討を進めてまいりたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

3目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項環境政策費、1目環境対策費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5款農林水産業費、2項林業費、1目林業総務費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目林業振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目林業施設費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項水産業費、5目養殖事業費。ございませんか。  
10番、堀委員。

- 堀委員 ここでいきいきふるさと推進事業助成金をもってカキの高品質化に向けた調査・研究事業の実施というものがあります。どのような事業を実施するのか、説明をお願いします。

- 委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

カキセンターの事業になります。今回、公益財団法人北海道市町村振興協会からいきいきふるさと推進事業の助成金を頂いて実施しております。こちらにつきましては、カキの高品質化という形で成熟促進、それから身の回復に関する調査・研究事業という形で、最近が高水温の部分でカキの身の回復が遅くなる部分がございますたり、そもそもカキの成熟がうまくいかない部分とかというのも最近特に出てきておるところでございます。カキ漁師はそういった期間の部分で苦勞されている部分がございますので、そういった部分の身の回復、どうやったら高品質なカキを消費者の方に提供できるかというところで、カキセンターが先進地に赴いたり、各研究機関の支援を受けながら、カキの高品質化に向けた試験事業という形で実施している事業でございます。

- 委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

- 堀委員 具体的にどうもよく分からないのです。何が高品質になるのですか。だから、成熟不足とか、例えば今高水温でいわれている卵巣肥大といったものに対処するためというのであれば、一体それはどのようにしてという、その目的というのがはっきりと伝わってこないのです。

例えば今、カキ・アサリ養殖漁業班でいわれているのが、3倍体カキの養殖というものがいわれていると思うのですけれども、そこにつながっていくというものなのでしょうか。

- 委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

- 水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

3倍体のカキに関しては、今回の部分につきましては3倍体の部分というのはございません。従来の2倍体といわれているカキの部分になりますので、3倍体はもしやるとしたら今後の話になってくるかと考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、堀委員。

●堀委員 そうすると、今3倍体のカキを云々というのはまだまだ町でも考えていないといった中でいいのでしょうか。それとも例えば来年の事業計画の中でもそういうものが検討の中に既に入っているのだということなのでしょう。中にはこの3倍体のカキを導入するのにもっと慎重になるべきだというような声のある人も同じ班の中にもやはり、こういうのは強い人、弱い人というのはいるものですから、やはりそういったものもある中でどのような形を町としては現在考えているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水産農政課長。

●水産農政課長（石崎課長） お答えいたします。

3倍体は、特に西日本ではメジャーとっていいのでしょうか、最近の気候の部分もございまして、従来のカキではなくて3倍体のカキでブランド化もされているところもございまして、また、三重県だったり、あと宮城県でもいろいろと研究が進んでいるところでもあります。厚岸町においても従来のカキが今後ずっと今までのカキでいいのかという部分もございまして、委員のおっしゃるように卵巣肥大とかも進んできている部分もございまして、今後、従来プラス3倍体のカキもいろいろ考えていかなければならないと思います。

ただ、いきなり3倍体のカキをどんと進めていくというのにも慎重な意見も漁師の中にもあるということも承知しているところでございまして、皆さんが納得がいて、そちらに向けるような形、従来の形と3倍体のカキをどういうふうに進めていくかというのは厚岸漁協ともよく話しながら、町としても考えていきたい部分でございまして。

また、今は3倍体のほうは町で何かということはやっていないですけれども、将来に向けては、どこからか持ってくるという状態ではなくて、例えば地元で何かしらの形ができる部分もあるかもしれませんので、その辺はいろいろと研究していきたいなと思っております。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。

5目は他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、進みます。

6款1項商工費、3目食文化振興費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5目観光施設費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6目諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6項住宅費、2目住宅管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 9款教育費、1項教育総務費、6目スクールバス管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項小学校費、2目学校管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項中学校費、2目学校管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5項社会教育費、6目情報館運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6項保健体育費、2目社会体育費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3目温水プール運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目学校給食費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 12款1項1目給与費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 36ページ、37ページは、給与費明細書です。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

1ページにお戻りください。

第2条は債務負担行為の補正です。

債務負担行為については、5ページの第2表、債務負担行為補正と債務負担行為に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 再び1ページにお戻りください。

第3条は地方債の補正です。

地方債については、6ページの第3表、地方債補正と、7ページの地方債に関する調書補正となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（佐藤委員） 次に、議案第75号 令和7年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

なお、議案第75号からは款項で審査いたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7 款 1 項繰越金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、2 項徴税費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7 款 1 項基金積立金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
- 委員長（佐藤委員） 次に、議案第76号 令和7年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。
  - 1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
  - 2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。
  - 4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。
  - 6 ページ、歳入から進めてまいります。
  - 9 款1項繰越金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。  
次に、8 ページ、歳出に入ります。  
5 款1項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。ありませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。  
総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

- 委員長（佐藤委員） 次に、議案第77号 令和7年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは、第1表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは、歳入歳出補正予算事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 2 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 4 款 1 項繰越金。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、8 ページ、歳出に入ります。

- 1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算4件の審査は、終了いたしました。

よって、令和7年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後3時49分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和7年9月10日

令和7年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長